

国土交通省中部地方整備局は、令和5年11月10日付けで「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により特定事業として選定し、令和6年3月11日付けで同法第8条第1項の規定により民間事業者を選定した「一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」について、特定事業及び民間事業者の選定を取り消したので公表します。

令和8年3月11日

中部地方整備局長 森本 輝